

1・1 海運税制

(トン数標準税制、国際船舶に係る登録免許税・固定資産税の特例措置)

1・1・1 トン数標準税制

「平成 29 年度税制改正大綱」においてトン数標準税制(トン数税制)の対象に本邦船主の海外子会社保有船も追加(拡充)することが決定されたことを受け(適用は 2018 年 4 月からの 5 年間)、第 193 回通常国会に「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」が提出された。同改正法案は 2017 年 4 月 12 日の参議院本会議で可決・成立、同年 4 月 21 日に公布された。(『船協海運年報 2016』「1・1・1」参照)。

改正海上運送法は 2017 年 10 月 1 日施行とされた。また、新制度の詳細を規定する省令等の基礎となる「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針(基本方針)」(告示)や認定基準を定める通達等については、交通政策審議会(交政審)・海事分科会の審議等を経て、適用開始日までに発出されることとなった。

当協会は、新制度が利用し易いものとなるよう海事分科会において意見反映に努めるとともに、会員向けの説明会を開催するなど新制度が円滑に実施されるよう対応した。詳細は以下の通りである。

※トン数税制関連の情報は、当協会 Web ページ(以下 URL)から入手可能。

・背景・概要: http://www.jsanet.or.jp/seisaku/ton_std_top.html

・現行制度: http://www.jsanet.or.jp/seisaku/pdf/seisaku_zei/h30_itiran.pdf

・法令: http://www.jsanet.or.jp/seisaku/ton_std.html

(1)トン数税制に関する基本方針および認定基準整備への対応

①「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」(基本方針)

海上運送法第 34 条において、「国交大臣は、基本方針を定め又は変更しようとするときは交政審の意見を聴く」こととされている。

今般の法改正を受け、2018 年 1 月 11 日付で石井啓一国交大臣より交政審に対し、基本方針の変更についての諮問がなされ、同年 1 月 23 日および 2 月 5 日に開催された交通政策審議会海事分科会で審議のうえ、答申(新たな基本方針)が取りまとめられた。当協会からは、磯田副会長が臨時委員として参画し、外航海運の国際競争力の観点から発言を行った(委員名簿は【資料 1-1-1】参照)。

新たな基本方針は 2018 年 2 月 16 日に告示された。この中で「平成 29 年度税制改正大綱」において決定された「取戻し課税の要件(日本船舶・船員確保計画に係る認定の取消し)の前提となる勧告をしない正当な理由に歴史的な海運不況が含まれることを明確化すること」および「日本船舶の隻数の増加の割合を 120%(現行:220%)以上とすること」などが措置された。また、同日付で、同確保計画の認定申請書式等を定める「海上運送法第 35 条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令」の一部改正が公布・施行された。

②国交省通達(認定基準)

今般の法改正等を受け、国交省海事局長より 2 種類の通達が発された。

一つ目は、改正海上運送法の第 39 条の 5 および同施行規則第 32 条に基づく準日本船舶の認定に係るものであり、準日本船舶の対象範囲が広がったことから、これまで同法第 1 項に定められていた船舶運航事業者による準日本船舶(同事業者の海外子会社保有船)の認定申請に加えて、同法第 2 項に定められる船舶運航事業者と本邦船主による新たな準日本船舶(本邦船主の海外子会社保有船)の共同申請を行う場合の認定基準を定める通達(「準日本船舶の認定に関する基準について」)として 2017 年 10 月 1 日付で発出された。

二つ目は、2018 年 4 月 1 日から適用開始となる新たなトン数税制を利用するために船舶運航事業者が国交大臣に申請する日本船舶・船員確保計画の認定基準に係るものであり、基本方針告示後の 2018 年 2 月 28 日に「日本船舶・船員確保計画の認定に関する基準について」として発出された。

(2)「トン数標準税制および日本船舶の保有手続に関する説明会」の開催

当協会は、トン数税制の導入時および前回拡充時に海事局の協力を得て、船舶運航事業者向けの説明会を実施している。

今回は、準日本船舶の範囲が拡大され本邦船主の海外子会社が保有する船舶も対象となることから、船舶運航事業者のみならず本邦船主も対象とした説明会を海事局の協力を得て、以下 3 会場で開催した。また、トン数税制を利用できるのは船舶運航事業者に限られるものの、日本船舶の増加要件が定められていることから同事業者の要請で本邦船主が新たに日本船舶を保有する機会が増加していることに鑑み、この機会を捉え、海事局および日本海事代理士会から「日本船舶の保有手続」についても説明を頂いた。

東京会場:2017年12月18日(月) 於:海運クラブ (参加98名)

呉 会場:2017年12月21日(木) 於:呉阪急ホテル (参加63名)

今治会場:2017年12月22日(金) 於:今治国際ホテル (参加75名)

1・1・2 国際船舶に係る「登録免許税」および「固定資産税」の特例措置

当協会は、「平成 30 年度税制改正」について、会員へのアンケート結果等を踏まえ、2018 年 3 月末に適用期限を迎える「国際船舶に係る登録免許税の特例措置」および「国際船舶に係る固定資産税の特例措置」の延長の 2 項目を重点要望とし、その実現を求めて活動した。

近年、租税特別措置について財務省は、「毎年度、期限が到来するものを中心に廃止を含め、ゼロベースで見直しを行う」とのスタンスの下、「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」(租特透明化法)に基づく調査の結果を踏まえつつ、既存措置の延長はもとより、制度の拡充や新設については特に厳しい対応を行っており、財務省(国税たる「登録免許税」を所管)および総務省(地方税たる「固定資産税」を所管)と国交省海事局の間で厳しい交渉が行われることが予想されたことから、当協会は同局を支えるべく情報収集・提供を行うとともに、武藤会長が中心となり国会議員への陳情活動等を通じて両制度の重要性を訴え、2017 年 12 月に閣議決定された「平成 30 年度税制改正の大綱」において両税制の延長が認められた。詳細は以下の通りである。

(1)平成 30 年度税制改正要望

国交省海事局は、当協会の意向等を踏まえて、「平成 30 年度税制改正要望」として財務省および総務省に対し、2017 年 8 月 29 日付で「国際船舶に係る登録免許税および固定資産税の特例措置の延長」を要望した(【資料 1-1-2-1】)。

＜財務省（登録免許税）＞

国際船舶の所有権保存登記等に係る課税の軽減措置の拡充・延長

＜総務省（固定資産税）＞

国際船舶に係る課税標準の特例措置の延長

一方、当協会においては、財務幹事会が中心となり、「国際船舶に係る登録免許税の特例措置の拡充・延長」および「国際船舶に係る固定資産税の特例措置の延長」の 2 項目を重点要望事項と整理するとともに、会員へのアンケート調査の結果や経団連および国際課税連絡協議会の動向を踏まえて整理した海運関係事項、国際課税、企業税制の各項目に関する要望を取りまとめた「平成 30 年度税制改正要望」について、政策委員会の審議を経て、2017 年 9 月 27 日の定例理事会において決定、関係方面に提出した(【資料 1-1-2-2】)。

(2)当協会の活動

①与野党ヒアリング等への対応

税制改正に向けて、与野党で業界団体の税制改正要望を聴取するヒアリングが開催され、当協会は以下の会合に出席、重点要望事項について制度の必要性を訴えた。

11 月 9 日：自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」(武藤会長出席)

11 月 15 日：公明党「政策要望懇談会」(武藤会長出席)

11 月 29 日：立憲民主党「税制改正要望ヒアリング」(磯田副会長・小野理事長出席)

11 月 30 日：希望の党「税制改正ヒアリング」(磯田副会長・小野理事長出席)

自民党ではこれらヒアリングに加え、「海運・造船対策特別委員会(委員長：村上誠一郎衆議院議員)」および「海事立国推進議員連盟(会長：衛藤征士郎衆議院議員、事務局長：盛山正仁衆議院議員)」の合同会議を 11 月 21 日に開催、当協会からは武藤会長が出席し、重点要望事項について国際競争力の維持・強化の観点から延長を要望した。その結果、この合同会議では当協会重点要望を含む「平成 30 年度海事税制に関する決議」が全会一致で採択された(【資料 1-1-2-3】)。

また、これに先立ち、自民党の「地域の産業活性化推進議員連盟」(会長：寺田稔衆議院議員)第 7 回総会が 9 月 27 日に開催され、磯田副会長および小野理事長が、当協会の重点要望事項について、海事産業の海事クラスターを通じた地方経済への貢献を絡めて説明を行った。

さらに、超党派の国会議員等で構成する海事振興連盟(会長：衛藤征士郎衆議院議員)の通常総会が 11 月 21 日に開催され、当協会からは武藤会長が出席、当協会の重点要望について説明し、両制度の必要性を訴えた。同総会においては「平成 30 年度海事税制に関する海事振興連盟決議」が全会一致で採択された(【資料 1-1-2-4】)。

その後 12 月 7 日、衛藤会長をはじめとする国会議員が麻生太郎財務大臣を訪問し、同決議の申し入れが行われた。

②国会議員への陳情活動等

当協会は、10 月頃から武藤会長が中心となり国会議員への陳情活動等を展開した。また、国交省海事局による財務省や総務省との折衝をサポートすべく、財務幹事会を中心としてデータ作成等により、海事局の後方支援を行った。

(3)税制改正の結果

2017 年 11 月 30 日の自民党税制調査会(会長:宮沢洋一参議院議員)・小委員会において行われた所謂「〇×(マルバツ)」審議において、「登録免許税」の延長については「△(検討し後日報告する)」、拡充については「×」とされ、「固定資産税」の延長については「△(検討し後日報告する)」との結論を得たことで、実質的に両税制の延長要望が認められた。(「△」とは、「関係省庁間で要件等の詳細を詰め、与党税制改正大綱に改正内容が記載される」ことを含意している。)

その後、12 月 13 日に開催された自民党税制調査会小委員会における「最終とりまとめ」を経て、12 月 14 日に「平成 30 年度税制改正大綱」(与党大綱)が公表された。

同大綱で「登録免許税」については「特定国際船舶の所有権の保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長する」とされ、「固定資産税」については「国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用対象となる国際船舶の範囲を見直した上、その適用期限を 3 年延長する。」との結論が示された。(「登録免許税」の「特定国際船舶」とは 1 万 G/T 以上の国際船舶を指す。また、「固定資産税」の「国際船舶の範囲を見直す」とはこれまで対象であった「近代化船」を除外することを意味する。)

本大綱を受け、当協会は武藤会長のコメントを発表した(【資料 1-1-2-5】)。

本大綱に基づく関連法の改正案は 2018 年 3 月 28 日に成立した。また、「固定資産税」に関し国際船舶の区分から「近代化船」を除外することを定める総務省令の改正は同年 3 月 31 日に告示、4 月 1 日に施行された。